別表第二十号の十　TMCCセグメントの送出手順(第23条の11第2項関係)



注

1　キャリア変調マッピングの信号処理手順等は、別記1に示すとおりとする。

2　TMCCデータセグメント構成の手順は、別記2に示すとおりとする。

3　位相回転は、データキャリア番号に応じて与えるものとする。なお、初期位相は0とし、1キャリア当たりの位相回転量は17π／128とする。

別記1　キャリア変調マッピング

キャリア変調マッピングの形式は、二相位相変調又は四相位相変調とし、それぞれの入力ビット列と変調信号の振幅(I，Q)は下表のとおりとする。

1　二相位相変調

入力ビット	変調信号の振幅(I，Q)
0	(＋1，0)
1	(－1，0)

2　四相位相変調

入力ビット	変調信号の振幅(I，Q)
00	(0.7071，0.7071)
01	(0.7071，－0.7071)
10	(－0.7071，0.7071)
11	(－0.7071，－0.7071)

別記2　TMCCデータセグメント構成の手順

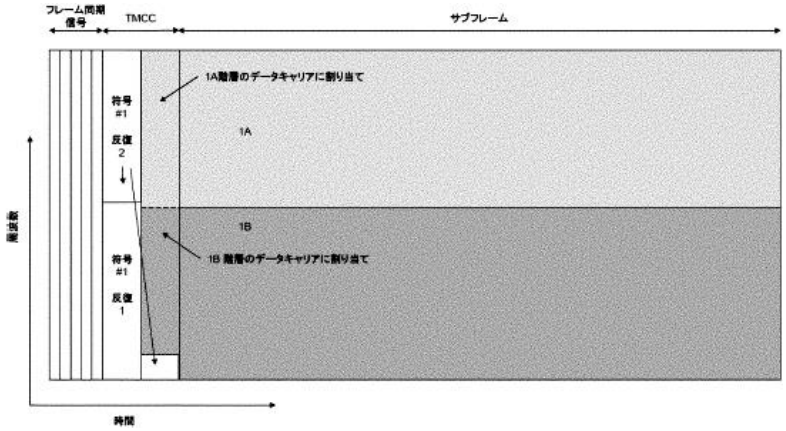
1　部分受信帯域がある場合、9セグメントで構成される部分受信帯域及び26セグメントで構成される非部分受信帯域のTMCCデータセグメントを同一のTMCCシンボルによって構成する。部分受信帯域がない場合、35セグメントのTMCCデータセグメントを同一のTMCCシンボルによって構成する。

2　TMCC区間に残余のサブキャリアがある場合、それらのサブキャリアにサブフレーム区間のデータキャリアを割り当てることができることとする。

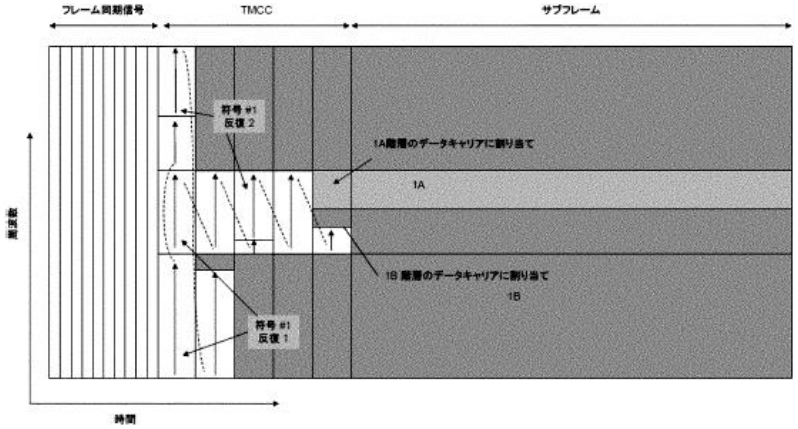
3　2の割当てを行わない場合、残余のサブキャリアに割り当てられる範囲で繰り返しTMCCシンボルを割り当てる。

4　2の割当てを行う場合、残余のサブキャリアは下図に示すとおり、部分受信帯域及び非部分受信帯域それぞれにおいて、データキャリア数を上限として時間領域において先に配置するサブフレームの伝送耐性が強い階層から順に割り当てる。

(1)　部分受信帯域がない場合



(2)　部分受信帯域がある場合



注　図はTMCC区間における誤り訂正符号の反復回数が2である場合の割当て例を示す。フレーム同期信号により指定する反復回数を反復することとする。

5　2の割当てを行う場合、TMCC区間に割り当てたサブフレーム区間のデータキャリアにも位相回転及び周波数インターリーブを行うものとするが、別表第二十号の八注2に規定するレベル調整は行わないものとする。